

\*\*\*\*\*

# 一般社団法人技術士リングネット 定款

\*\*\*\*\*

平成 年 月 日 作成

平成 年 月 日 公証人認証

平成 年 月 日 法人設立

# 一般社団法人技術士リングネット 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人技術士リングネットと称する。

(目的および事業)

第2条 当法人は、社員が行う活動を支援するとともに、自ら事業を推進して社会に貢献することを目的とする。その目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 科学技術に関するコンサルティング事業
2. エンジニアリングパークの運営に関する事業
3. 技術教育・研修および資格取得支援に関する事業
4. 技術士の活動拡大および社会的普及に関する事項
5. 前各号に付帯または関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を札幌市中央区に置く。

(公 告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

## 第2章 社 員

(入 社)

第5条 当法人の社員は、第2条の目的および事業に賛同する個人および法人とする。

2 社員になるには、理事会の承認を得るものとする。

(社員の種別)

第6条 当法人の社員は、次の2種類とする。

1. 社 員 当法人の目的に賛同して入社した個人
2. 法人社員 当法人の目的に賛同して入社した法人

(社員の義務)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、基金および入会金を拠出しなければならない。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき
2. 個人社員が死亡または失踪宣言を受けたとき
3. 法人社員が解散したとき
4. 除名されたとき

(退 社)

第9条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意に退社することができる。

(除 名)

第10条! 社員が、当法人の定款その他の規則に違反したとき、および名誉を毀損または目的に反する行為をするなど、除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議により、その社員を除名することができる。

## 第3章! 社員総会

(構成および開催)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(権 限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 社員の除名
2. 理事および監事の選任または解任
3. 理事および監事の報酬等の総額
4. 計算書類等の承認
5. 定款の変更
6. 解散
7. その他、法令またはこの定款で定められた事項

(招 集)

第13条 当法人の社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、その議案を明らかにした書面をもって、会日より1週間前までに社員に対して行う。

(決 議)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長に事故があるときは第20条2項による。

(決議事項の通知等)

第17条 社員総会において決議した事項は、議事録を作成し、各社員に通知する。

## 第4章 役 員

(役員の設定)

第18条 当法人に次の役員をおく。

1. 理事3名以上15名以内
2. 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事を理事長とし、3名以内を副理事長とすることができる。
- 4 理事のうち、1名を専務理事および3名以内を常務理事とすることができる。
- 5 理事会の承認により顧問をおくことができる。

(選 任)

第19条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事および常務理事は、理事会の決議により理事の中から定める。  
(理事の職務および権限)

第20条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その業務を代行する。その代行順序は予め理事会において定める。

3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

4 常務理事は、専務理事を補佐して、当法人の日常業務を分担執行する。

(監事の職務および権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、当法人の財産および会計状況を監査し、社員総会に報告する。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会のときまでとし、再任を妨げない。

3 欠員により選任された理事、または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 役員は、辞任および任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第23条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事および監事に対しては、社員総会の決議を経て報酬等を支給することができる。

2 社員が事業推進のために要した経費は、理事会の承認によって支給することができる。

(事務局)

第25条 当法人の事務を処理するため事務局を設け、必要な職員をおくことができる。

2 事務局および職員に関する事項は、理事会の承認によって、理事長が別に定める。

## 第5章 理事会

(構成)

第26条 この法人に、すべての理事をもって構成する理事会をおく。

(職務および権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

1. この法人の業務執行および運営に関する諸規則の決定
2. 理事長、副理事長、専務理事および常務理事の選定と解職
3. その他、法令またはこの定款および運用規則に定める事項

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは第20条第2項による。

(決議)

第29条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第6章！ 基金および入会金

(基金等の拠出)

第31条 当法人は、社員に対し基金および入会金の拠出を求めるものとする。

2.！ 基金および入会金の割り当ておよび払い込み等の手続きについては、理事会が決定する。

3.！ 拠出された基金は、社員が退社するときには、定時社員総会の決議によって返還することができる。

4.！ 入会金は、当法人の運営資金を担うものとして返還しない。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第32条！ 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第33条！ 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。

これを変更する場合も同様である。

2 前項の規定にかかわらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得または支出することができる。

(剰余金の分配の禁止)

第34条！ 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(解散時)

第35条！ 当法人を解散するときは、残余財産を国・地方自治体または一定の公益的な団体に贈与する。

## 第8章 補 則

(運用規則)

第36条！ この定款の施行および事業の運営に必要な事項の運用規則は、理事会の承認によって理事長が別に定める。

(協力会員)

第37条！ 理事会の承認によって、当法人の目的および事業に賛同する協力会員の入会を認めることができる。

2 協力会員は議決権を有しない。その他資格等に関することは、別に定める運用規則による。

## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

第38条！ 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年9月末日までとする。

(設立時役員)

第39条! 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	伊藤 昌勝
設立時理事	松井 義孝
設立時理事	林 義税
設立時理事	須川 清一
設立時理事	下川 俊克
設立時代表理事	伊藤 昌勝
設立時監事	工藤 昇

(設立時社員の氏名および住所)

第40条! 設立時社員の氏名および住所は、次のとおりとする。

設立時社員	1	札幌市東区北 31 条東 6 丁目 2 番 8 号 伊藤 昌勝
	2	北海道石狩市花川南 5 条 4 丁目 74 番地 松井 義孝
	3	北海道深川市北光町 2 丁目 3 番 10 号マンション武田 I 2-E 号室 林 義税
	4	札幌市西区琴似 4 条 1 丁目 1 番 15-910 号 須川 清一
	5	札幌市東区北 37 条東 16 丁目 2 番 27 号 下川 俊克
	6	北海道石狩市花川北 3 条 5 丁目 61 番地 工藤 昇

(法令の準拠)

第41条! この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律およびその他の法令による。

以上、一般社団法人技術士リングネットを設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名捺印する。

平成 年 月 日

設立時社員 伊藤 昌勝 ㊟

設立時社員 松井 義孝 ㊟

設立時社員 林 義税 ㊟

設立時社員 須川 清一 ㊟

設立時社員 下川 俊克 ㊟

設立時社員 工藤 昇 ㊟

